

循環資源利用促進税について

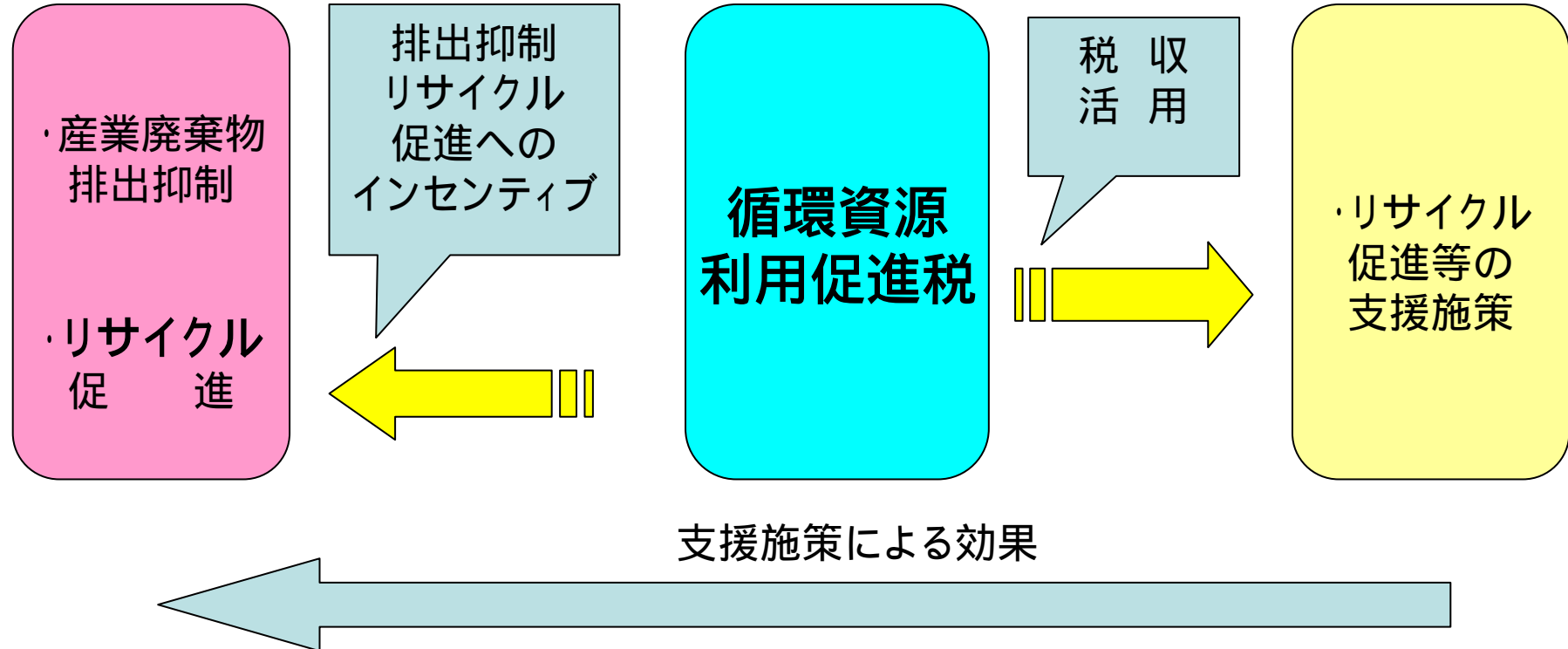
北海道

総務部

環境生活部

1 循環資源利用促進税は

産業廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する経費に充てることを目的に、北海道で初めて導入する法定外目的税です。



2 税収の使途

- ・ 税収は、賦課徴収に要する費用を除き、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進などの施策に充てられます。
- ・ 税収規模は、5年間で約50億円を見込んでいます。

〔検討している施策〕

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進

- ・ 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを進めるための施設や機材等の整備に関する支援
- ・ リサイクル等に関する試験研究・技術開発への支援
- ・ リサイクルに関する循環資源、物流情報、専門的知識の提供

リサイクル関連産業の育成・振興

- ・ リサイクル関連産業に進出する中小企業が行う研究開発等への支援

3 循環税導入までのスケジュール

H17第4回定例道議会 条例の制定

先行支援事業予備調査【12月中旬～1月末】
条例説明会【1月中旬～末】
道民への周知(広報等)【1月～9月】

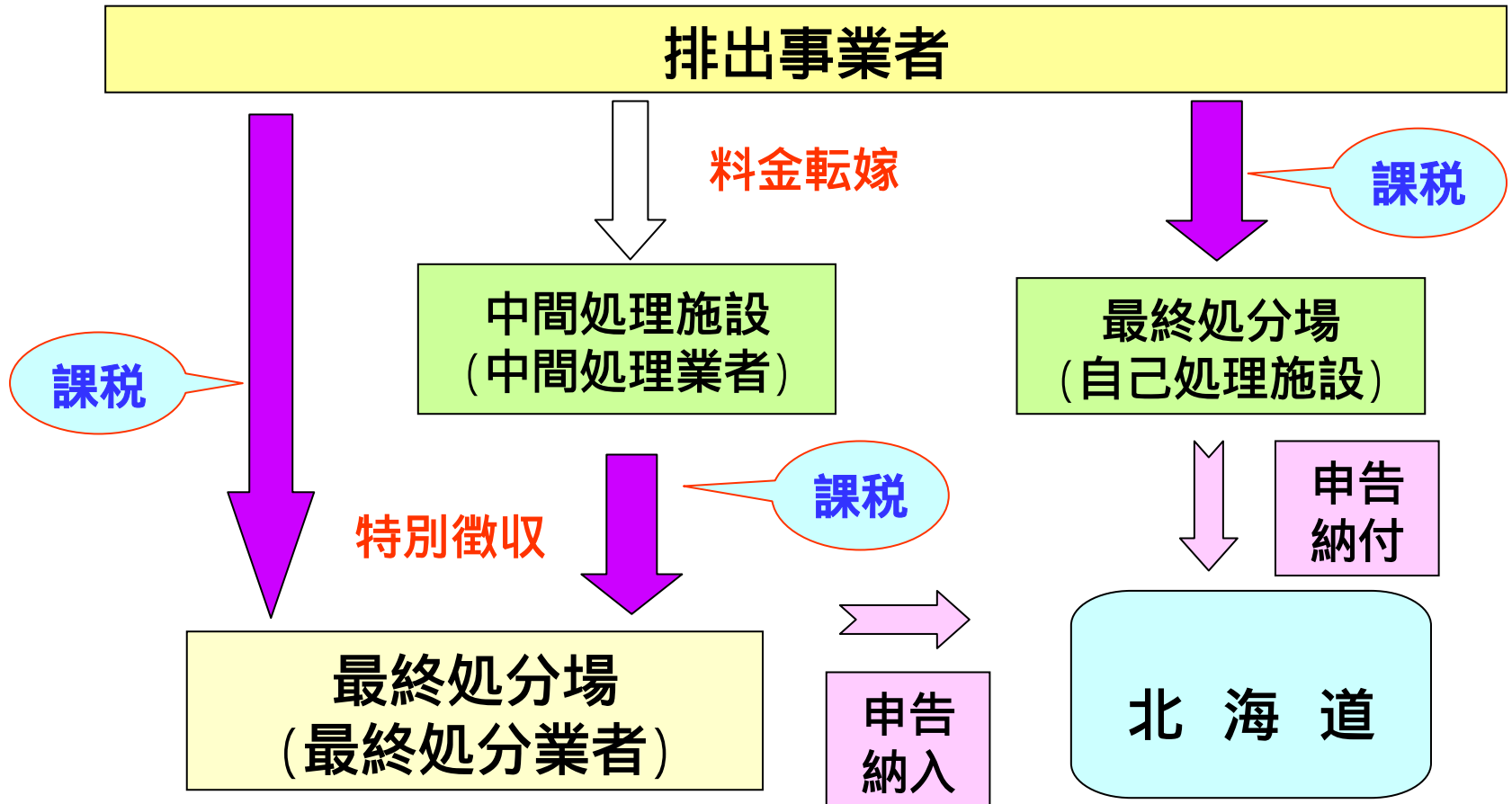
先行支援事業の実施

補助事業(設備整備)の募集【3月】
審査会(構成:外部委員)の開催【4月】
補助採択通知【5月】

平成18年10月1日 循環税の導入

4 循環税の仕組み

➤ 循環税は、最終処分場に産業廃棄物を搬入したときに、その重量に応じて課税されます。



5 課税標準・税率

- 課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の**重量**です。
- 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、容量に道が定める**換算係数**を乗じて換算重量を算出します。
- 税率は、**1トンあたり1,000円**です。

6 暫定税率

産業廃棄物の最終処分場への搬入が、平成18年10月1日から平成20年3月31日までの期間に行われた場合は、次のとおり**暫定税率**が適用されます。

産業廃棄物の最終処分場への搬入時期	暫定税率
平成18年10月1日～平成19年3月31日	330円
平成19年 4月1日～平成20年3月31日	660円

自己処分に係る暫定税率

(最終処分業者(市町村を含む)以外の者が行う自己処分に限る。)

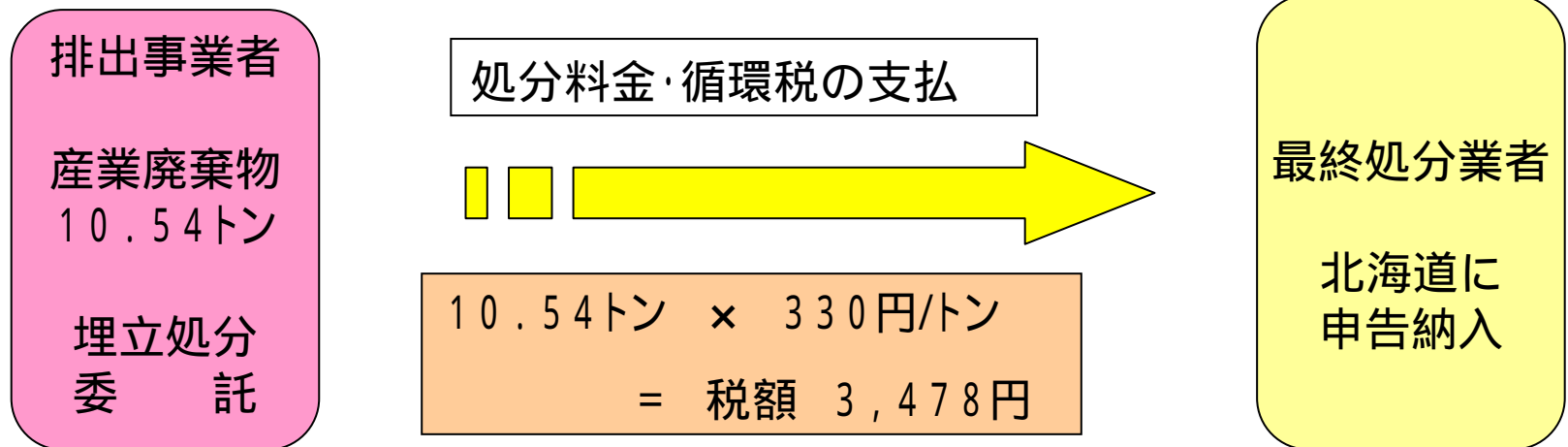
産業廃棄物の最終処分場への搬入時期	暫定税率
平成18年10月1日～平成19年3月31日	250円
平成19年 4月1日～平成20年3月31日	500円

7-1 税額の計算例

▶ 循環税の税額は次のように計算します。

産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合

- 最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量に応じた循環税を、処分料金と併せて最終処分業者に支払います。

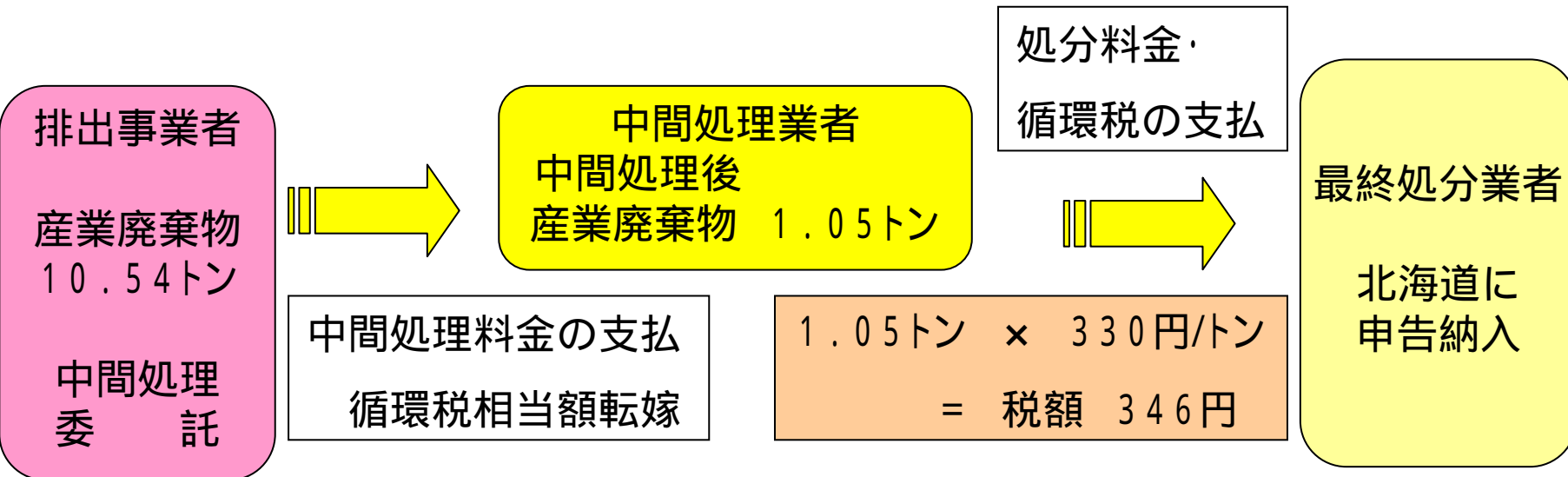


- 330円/トンは、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの暫定税率
- 税額の1円未満の端数は切り捨て

7-2 税額の計算例

産業廃棄物の中間処理を中間処理業者に委託した場合

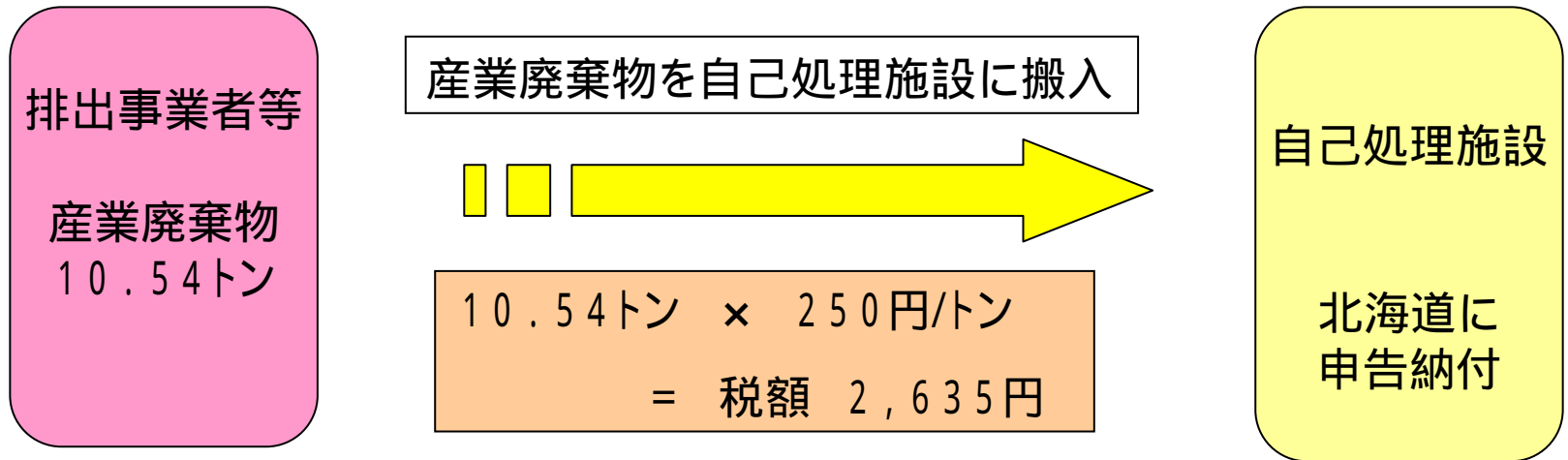
- 中間処理業者は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量に応じた循環税を、処分料金と併せて最終処分業者に支払います。
- 中間処理料金には、中間処理後の産業廃棄物の重量に応じた循環税相当額が転嫁されます。



7-3 税額の計算例

自己処理施設で産業廃棄物の埋立処分する場合

- 自ら設置する最終処分場(自己処理施設)に搬入した産業廃棄物の重量に応じた循環税を、北海道に申告し納付します。

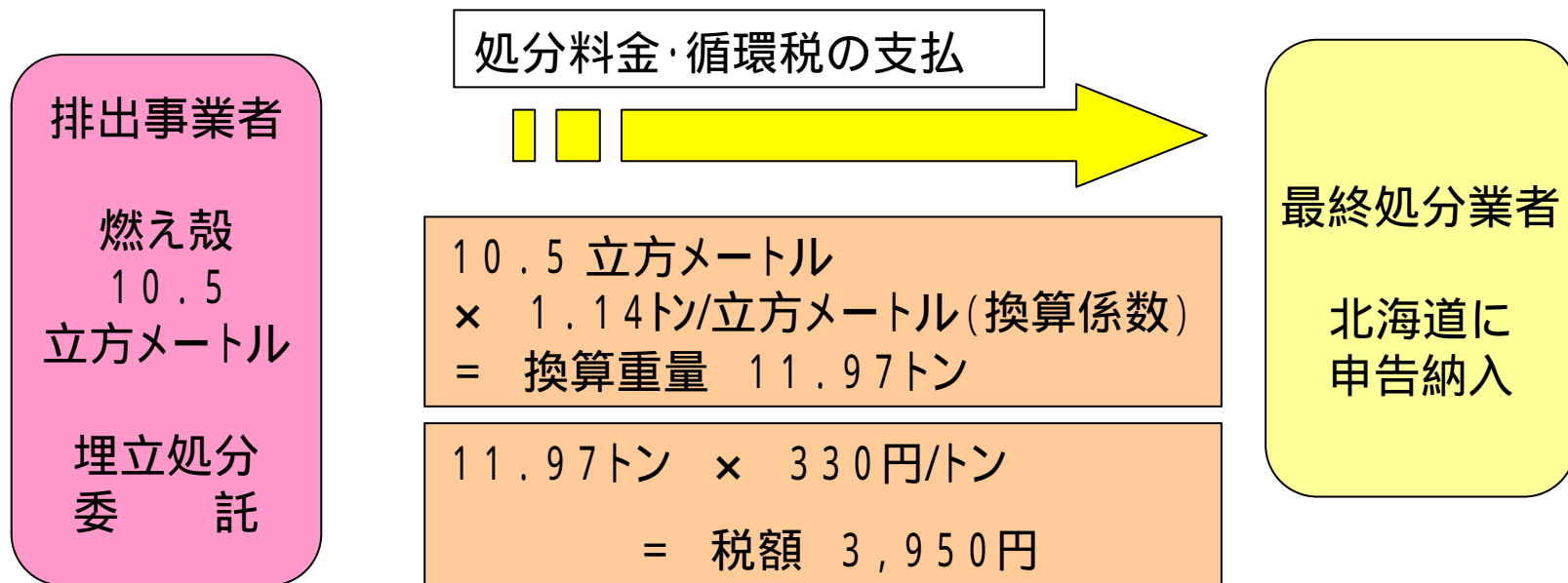


- 250円/トンは、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの暫定税率(最終処分業者以外の者が行う自己処分の暫定税率)

7-4 税額の計算例

産業廃棄物の重量の計測が困難な場合

- 最終処分場に搬入した産業廃棄物の容量に道が定める換算係数を乗じて得た換算重量に応じた循環税を、処分料金と併せて最終処分業者に支払います。

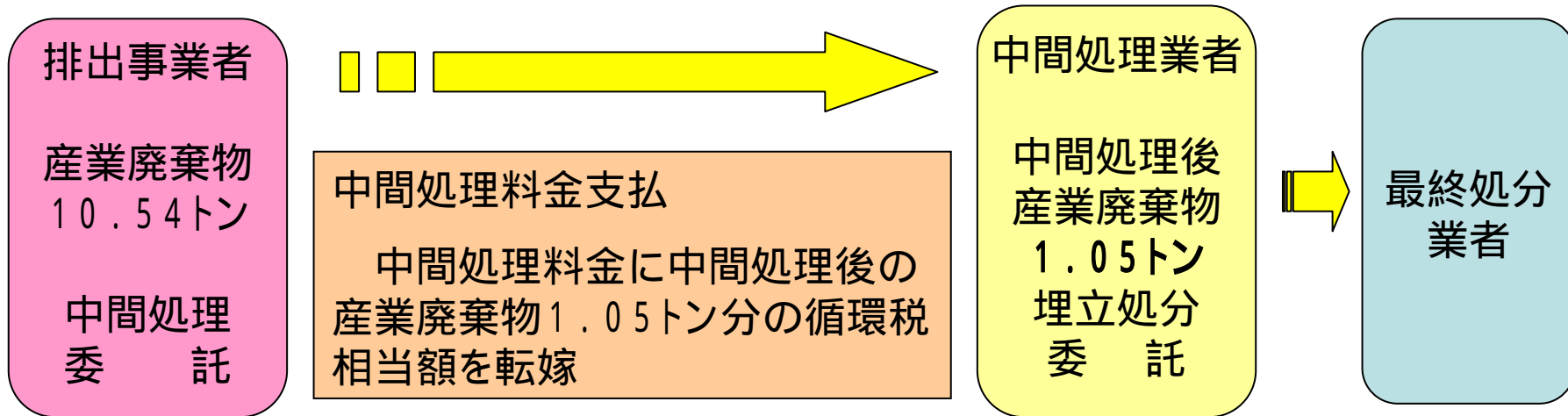


- 1.14トン/立方メートルは、燃え殻の換算係数(1立方メートル当たりのトン数)

8 中間処理料金への転嫁

◆ 中間処理後の産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合は、中間処理業者が納税義務者として循環税を負担しますが、中間処理業者は負担する循環税相当額を中間処理料金に転嫁するため、排出事業者が間接的に税を負担することになります。

【例】



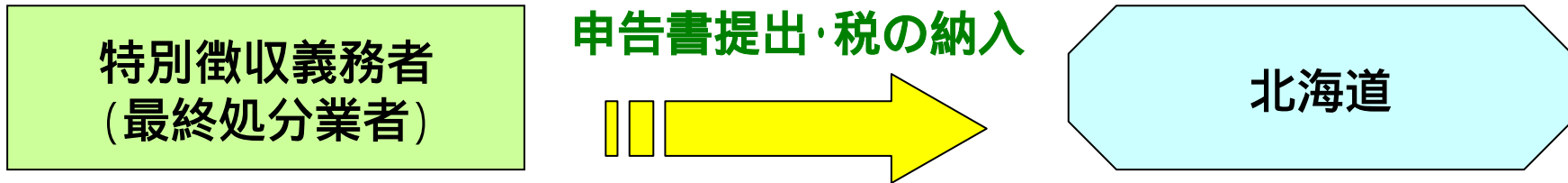
産業廃棄物が中間処理により減量化、リサイクル等をされる割合は、産業廃棄物の種類や状態、中間処理施設の能力等によって異なります。

中間処理料金に転嫁する循環税相当額は、税そのものではなく処理料金の一部であるため、その額は排出事業者と中間処理業者が協議して設定することとなります。

9-1 申告と納税

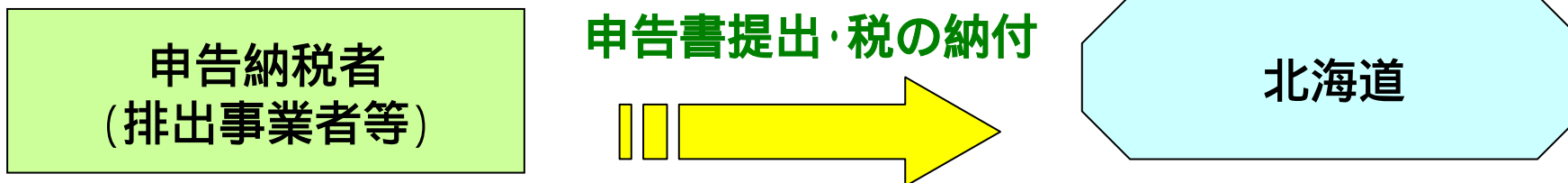
委託処分の場合

最終処分業者が**特別徴収義務者**として、排出事業者から循環税を**特別徴収**し、最終処分場ごとに3か月分をまとめて**申告納入**します。



自己処分の場合

自ら設置する最終処分場に産業廃棄物を搬入した排出事業者等が**申告納税者**として、最終処分場ごとに循環税を3か月分をまとめて**申告納付**します。



9-2 申告と納税

循環税の申告納入(納付)期限は次のとおりです。

課税期間 (申告対象期間)	申告納入(納付) 期 限
1月～ 3月	4月末
4月～ 6月	7月末
7月～ 9月	10月末
10月～12月	1月末

申告納入(納付)期限が、土曜・日曜、祝日等の休日の場合は、その翌日が期限となります。

申告納入(納付)期限後に、申告書を提出した場合や納税をした場合は、申告した税額以外に加算金や延滞金を負担していただくこととなりますので、注意してください。

10 産業廃棄物の処分形態と 申告方法等

産業廃棄物の処分形態別の申告方法等は次のとおりです。

	排 出	中間処理	最終処分	申告方法等
	B事業者	なし	A事業者	A事業者が 特別徴収義務者として B事業者から特別徴収し 申告納入します。
	B事業者	B事業者		
	A事業者	B事業者		
	C事業者	B事業者		
	A事業者	なし		A事業者が 申告納税者として 申告納付します。
	A事業者	A事業者		
	B事業者	A事業者		

11 特別徴収義務者・申告納税者が行う事務等

特別徴収義務者である最終処分業者の方、申告納税者である排出事業者の方には、最終処分場ごとに、次のような事務等を行っていただきます。

特別徴収義務者が行う事務等

- 特別徴収義務者としての登録申請
- 排出事業者から循環税を徴収し、道に申告納入
- 産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する帳簿の作成と保存

申告納税者が行う事務等

- 最終処分場への産業廃棄物搬入開始の届出
- 納税すべき循環税について、道に申告納付
- 産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する帳簿の作成と保存

12 条例の施行時期と 税制度の見直し

- 循環税条例は、平成18年10月1日から施行する予定です。
現在、総務大臣の同意を得るための協議を行っています。
- 循環税条例の施行後5年を目途に、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進状況等を勘案し、税制度の見直しを行います。

循環資源利用促進税の 導入にあたって

- 税制度を円滑に導入するために、条例の施行前に最終処分業者や自己処分業者の皆様を対象として、事務手続きなどに関する説明会を予定しております。
- 循環資源利用促進税の導入にあたり、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

不法投棄防止について

道では、不法投棄の未然防止のため、北海道警察との連携や監視パトロールなどの強化を行っています。

不法投棄を見つけた場合は、地域を管轄する支庁、警察署への連絡をお願いします。

不法投棄・違法焼却(野焼き)の罰則等

- ・5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金、又は併科
法人は1億円以下の罰金
未遂、準備行為も処罰の対象
- ・行政処分等
法令に基づく行政命令、事業者名の公表、排出者による現状回復等